

2026年4月1日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 沖津 雅浩

吸収合併に係る事後開示書類

シャープ株式会社（以下「存続会社」といいます。）及びシャープセンシングテクノロジー株式会社（以下「消滅会社」といいます。）は、2026年2月12日付で締結した吸収合併契約に基づき、2026年4月1日を効力発生日として、吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関し、会社法第801条第1項及び会社法施行規則第200条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 本合併が効力を生じた日

2026年4月1日

2. 消滅会社における法定手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

消滅会社は、存続会社の完全子会社であったため、吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求はありませんでした。

（2）新株予約権買取請求の手続きの経過

消滅会社は、新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

（3）債権者の異議申述の手続の経過

消滅会社は、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月24日に官報公告を行うとともに、同日付で知れたる債権者に対する個別催告を行いました。会社法第789条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 存続会社における法定手続の経過

（1）吸収合併をやめることの請求及び反対株主の株式買取請求の手続の経過

本合併は、会社法第796条第2項の簡易合併に該当するため、該当事項はございません。

（2）債権者の異議申述の手続の経過

存続会社は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2026年2月24日に官報公告及び電子公告を行いました。会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 本合併により存続会社が消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

存続会社は、効力発生日である2026年4月1日をもって、消滅会社より吸収合併契約に記載された資産、負債、契約その他の義務を承継しました。

5. 本合併に関して、会社法第782条第1項の規定により消滅会社が備え置いた書面に記載された事項
別紙のとおりです。
6. 本合併に係る変更登記を行った日
効力発生日である2026年4月1日以降、速やかに変更登記申請を行う予定です。
7. その他本合併に関する重要な事項
該当事項はございません。

以 上

2026年2月24日

各位

シャープ株式会社
代表取締役 沖津 雅浩

シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役 小菅 一徳

吸収合併に係る事前開示書類

シャープ株式会社（以下、「SC」といいます。）及びシャープセンシングテクノロジー株式会社（以下、「SSTC」といいます。）は、2026年4月1日にSCを吸収合併存続会社（以下、「吸収合併存続会社」といいます。）、SSTCを吸収合併消滅会社（以下、「吸収合併消滅会社」といいます。）とする吸収合併（以下、「本吸収合併」といいます。）を行うこととし、吸収合併契約を締結いたしました。

なお、本吸収合併は、吸収合併存続会社であるSCにおいては会社法第796条第2項に規定する簡易吸収合併、吸収合併消滅会社でSCの完全子会社であるSSTCにおいては会社法第784条第1項に規定する略式吸収合併となるため、株主総会の承認を得ずに行います。

本吸収合併に関する事項は以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本吸収合併において合併対価の交付は行いません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の対価の定め相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 吸収合併存続会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

SCは、有価証券報告書、四半期報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しております。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）又はSCの下記Webサイトよりご覧いただけます。

<https://corporate.jp.sharp/ir/library/securities/>

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

①重要な資産の譲渡

SC は、SC が大阪府堺市に保有する本社工場棟を、積水化学工業株式会社（積水化学工業株式会社の子会社を含む。）へ譲渡いたしました。

②重要な子会社等の株式の譲渡

SC は連結子会社であるシャープ福山レーザー株式会社（以下、「SFL」といいます。）に対し、会社分割（吸収分割）により SFL の事業（レーザー事業及び半導体事業）に関連する権利義務を承継させたいえ、SC が保有する SFL の株式の総数を鴻元国際投資股份有限公司へ譲渡する旨の株式譲渡契約を締結しております。

6. 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等

別紙 2 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

○重要な子会社等の所有持分の譲渡

SSTC が保有する SAIGON STEC CO., LTD. の所有持分の総数を Fullertain Information Technologies Ltd. - B.V.I. に譲渡いたしました。

7. 債務の履行の見込に関する事項

本吸収合併の効力発生日までに生じる SC 及び SSTC の資産及び債務の額の変動を考慮しても、本吸収合併の効力発生日以後の SC の債務について、履行の見込みに問題がないものと判断しております。

以 上



合併契約書

シャープ株式会社（住所：大阪府堺市堺区匠町1番地、以下「甲」という。）とシャープセンシングテクノロジー株式会社（住所：奈良県天理市樺本町2613番地の1、以下「乙」という。）とは、以下の通り合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲と乙は合併し、甲は吸収合併存続会社として存続し、乙は吸収合併消滅会社として解散するものとする。

第2条（合併に際して交付する株式、金銭等）

甲は、乙の全株式を所有しているため、乙の株主に対してその株式に代わる株式、金銭等の交付は行わないものとする。

第3条（吸収合併の効力発生日）

合併の効力発生日は、2026年4月1日とする。但し、甲及び乙は、協議の上、これを合意により変更することができる。

第4条（会社財産の承継）

甲は、効力発生日において、乙の資産負債及びこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第5条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者としての注意をもってそれぞれの業務及び財産の管理運営を行い、合併に重大な影響を及ぼす事項を行うときは、別途協議の上、相手方の同意を得て行うものとする。

第6条（本契約の解除等）

本契約締結後効力発生日に至るまでの間に、不可抗力その他の事由により、甲又は乙の財政状態又は経営状態に重大な変動が生じたときは、甲及び乙は協議の上、合意により、本契約の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第7条（本契約書に規定以外の事項）

本契約書に定めるもののほか、合併に関し必要な事項については、本契約の趣旨にしたがい、甲及び乙において協議の上定める。



本契約締結の証として本書1通を作成し、甲乙記名押印の上、甲が保有する。

2026年2月12日

甲： 大阪府堺市堺区匠町1番地
シャープ株式会社
代表取締役社長 沖津 雅浩



乙： 奈良県天理市櫛本町2613番地の1
シャープセンシングテクノロジー株式会社
代表取締役社長 小菅 一徳



第 5 期 計算書類

2024年 4 月 1 日から
2025年 3 月 31 日まで

貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表

シャープセンシングテクノロジー株式会社

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	42,158,021	流動負債	12,797,592
現金及び預金	175,572	買掛金	9,442,599
製品	4,883,962	未払金	1,719,183
仕掛品	429,556	未払費用	301,074
原材料	3,856,267	賞与引当金	368,925
預け金	32,050,000	事業構造改革引当金	915,467
未収入金	592,471	その他	50,342
その他	170,191	固定負債	220,651
固定資産	331,048	退職給付引当金	220,651
有形固定資産	6		
建物附属設備	0	負債合計	13,018,244
構築物	0	純資産の部	
機械装置	4	株主資本	29,470,825
工具器具及び備品	1	資本金	100,000
リース資産	0	資本剰余金	13,117,790
建設仮勘定	0	その他資本剰余金	13,117,790
無形固定資産	0	利益剰余金	16,253,035
ソフトウェア	0	その他利益剰余金	16,253,035
その他	0	繰越利益剰余金	16,253,035
投資その他の資産	331,041		
関係会社出資金	331,041	純資産合計	29,470,825
資産合計	42,489,069	負債純資産合計	42,489,069

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位:千円)

売上高		184,203,267
売上原価		176,230,376
売上総利益		7,972,890
販売費及び一般管理費		2,807,927
営業利益		5,164,963
営業外収益		120,457
受取利息	73,663	
その他の営業外収益	46,794	
営業外費用		39,572
その他の営業外費用	39,572	
経常利益		5,245,848
特別利益		5,969
固定資産売却益	5,969	
特別損失		14,316,033
固定資産廃棄損	145	
固定資産減損損失	13,400,420	
事業構造改革費用	915,467	
税引前当期純損失		9,064,215
法人税、住民税及び事業税		587,415
法人税等調整額		2,486,747
当期純損失		10,963,546

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主 資本 合計	
		その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越 利益 剰余金	利益 剰余金 合計		
当 期 首 残 高	100,000	13,117,790	13,117,790	27,216,581	27,216,581	40,434,372	40,434,372
当 期 変 動 額	-	-	-	-	-	-	-
当 期 純 損 失	-	-	-	10,963,546	10,963,546	10,963,546	10,963,546
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	10,963,546	10,963,546	10,963,546	10,963,546
当 期 末 残 高	100,000	13,117,790	13,117,790	16,253,035	16,253,035	29,470,825	29,470,825

(注)記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)

当社は、カメラモジュール事業において製造拠点としている子会社SAIGON STEC CO.,LTD.(以下「SSTEC社」といいます。)の持分を譲渡すること及び当社が保有する固定資産等をSSTEC社に譲渡することを決定し、2024年12月27日にCapital Transfer Agreementを締結しております。対象資産の譲渡は翌事業年度の上期中での実行を予定しており、これにより当社の主要な事業であるカメラモジュールの製造販売は終了することとなります。当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

計算書類等の作成時点において、当社及び親会社であるシャープ株式会社は、翌事業年度以降当社の存続についてシャープグループ内の関係者と協議を行いながら検討を進めている途上であるため、現時点では翌事業年度上期の事業計画しか作成しておらず、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等に反映していません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。総平均法による原価法
子会社株式及び関連会社株式
- (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法は、次のとおりです。移動平均法による原価法
製品・原材料・仕掛品
(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
主として定率法を採用しております。
建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
定額法を採用しております。
ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金
貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討した結果、計上していません。
- (2) 賞与引当金
従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(9年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。
- (4) 事業構造改革引当金
従業員に対する社外転進支援プログラムの適用等に伴い、今後発生が見込まれる費用について合理的な見積り額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

製品の販売に係る収益は、主に製造による販売であり、顧客との販売契約に基づいて製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、製品を引き渡す一時点において、顧客が当該製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。また、国内販売において出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の場合には、出荷時に収益を認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

シャープ株式会社は、グループ通算制度を適用しており、当社は、その通算子法人となっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	46,621,587千円
2. 保証債務	
借入金に対する保証親会社	471,486,135千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	32,642,471千円
短期金銭債務	11,249,797千円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	184,203,267千円
仕入高	168,838,392千円
販売費及び一般管理費	1,876,114千円
営業取引以外の取引高	73,663千円
2. 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価引下額	
売上原価	757,969千円

3. 固定資産減損損失の内訳 (単位：千円)

資産グループ	用途	種類	金額
カメラモジュール生産設備	事業用資産	建物附属設備	20,568
		構築物	403
		機械装置	12,677,871
		工具器具及備品	453,572
		ソフトウェア	248,005
合計			13,400,420

ベトナムにおけるカメラモジュール生産設備資産について、カメラモジュールの顧客需要が大きく減少し、想定よりも厳しい状況となったため、収益性が低下いたしました。また、親会社であるシャープ株式会社のアセットライト化の方針の下、カメラモジュール事業において製造拠点としている子会社SAIGON STEC CO.,LTD.(以下SSTEC社)の持分を譲渡する契約を締結いたしました。

かかる状況を踏まえ、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額(13,400百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は、正味売却価額としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度期末の株式数
普通株式	2,000株	-	-	2,000株

(税効果会計に関する注記)

当社は、グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額について、現金及び預金、預け金、未収入金、買掛金、未払金、未払費用は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 親会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	シャープ(株)	被所有 直接 100%	当社製品の販売等 仲介及び動産等の 賃借	販売及び仕入等の委託	-	買掛金(注2)	9,442,599
					(注1)	未払金	67,873
				資金の預入	373,050,000	未払費用	120,309
				通算税効果額	-	預け金	32,050,000
				リース債務の支払(注3)	3,535,933	未収入金	592,178
						未払金	1,617,923
				保証債務(注4)	471,486,135	リース債務	-
			-				

2. 子会社

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	SAIGON STEC CO.,LTD.	所有 直接 51%	カメラモジュールの製造委託	部品等の購入	9,380,989	(注1)	(注1)
				試作部材の売上	18,442	(注1)	(注1)

3. 兄弟会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社の 子会社	SHARP Manufacturing Vietnam CO.,LTD.	無し	カメラモジュールの製造委託	部品等の購入	1,236,936	-	-
						(注1)	(注1)
親会社の 子会社	Sharp Electronics Corporation	無し	特定顧客向けの 営業委託	試作品の売上	846,672	-	-
						(注1)	(注1)

(注1) 当社と取引先各社との取引に関し、シャープ(株)が販売及び仕入等の仲介を行う為、金額は記載しておりません。

(注2) 取引から生じた売掛金と買掛金については相殺しております。

(注3) 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。

(注4) 同社の金融機関からの借入金に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証料の受取は行っておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 14,735,412 円 75銭
2. 1株当たり当期純損失 5,481,773 円 32銭

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

第5期 計算書類の附属明細書

2024年4月1日 から
2025年3月31日 まで

シャープセンシングテクノロジー株式会社

目 次

	頁
1.有形固定資産及び無形固定資産の明細	1
2.引当金の明細	1
3.販売費及び一般管理費の明細	1

当附属明細書は、千円未満を切り捨てて表示しております。

1. 有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位：千円)

区分	資産の種類	期首帳簿価額	当期増加額	当期減少額 (減損損失)	当期償却額	期末帳簿価額	減価償却 累計額
有形 固定 資産	建物附属設備	16,425	6,740	20,568 (20,568)	2,597	0	22,468
	構築物	427	-	403 (403)	24	0	91,758
	機械装置	14,475,664	2,804,415	12,700,367 (12,677,871)	4,579,708	4	40,884,148
	工具器具及備品	766,885	145,923	454,148 (453,572)	458,658	1	5,623,212
	リース資産	3,532,607	-	1,971,798	1,560,809	0	-
	建設仮勘定	597,673	388,715	986,389	-	0	-
	計	19,389,683	3,345,795	16,133,673 (13,152,415)	6,601,798	6	46,621,587
無形 固定 資産	ソフトウェア	262,706	33,326	248,005 (248,005)	48,027	0	125,523
	その他	6,322	-	2,364	3,957	0	-
	計	269,029	33,326	250,370 (248,005)	51,985	0	125,523

増減の主たる内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 建物附属設備の増加 | カメラモジュール実験室附属設備の取得6,740千円 |
| (2) 建物附属設備の減少 | カメラモジュール実験室附属設備の減損20,568千円 |
| (3) 機械装置の増加 | カメラモジュール生産設備の取得2,804,415千円(内、リース資産からの振替1,970,690千円) |
| (4) 機械装置の減少 | カメラモジュール生産設備の減損12,677,871千円 |
| (5) 工具器具及備品の増加 | カメラモジュール生産設備の取得145,923千円 |
| (6) 工具器具及備品の減少 | カメラモジュール生産設備の減損453,572千円 |
| (7) リース資産の減少 | カメラモジュール生産設備の解約1,971,798千円(内、固定資産への振替1,970,690千円) |
| (8) ソフトウェアの増加 | カメラモジュール生産設備に係るソフトウェアの取得33,326千円 |
| (9) ソフトウェアの減少 | カメラモジュール生産設備に係るソフトウェアの減損248,005千円 |

2. 引当金の明細

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
賞与引当金	345,375	368,926	345,375	368,926
退職給付引当金	174,848	384,759	338,956	220,651
事業構造改革引当金	0	915,467	0	915,467

3. 販売費及び一般管理費の明細

(単位：千円)

科目	金額	摘要
従業員給与及び諸手当	930,520	
研究材料費	14,626	
減価償却費	1,292	
賃借料	1,035	
保険料	20,095	
修繕費	73	
光熱費	8,846	
運送費	15,600	
租税公課	4,898	
旅費交通費	21,767	
消耗工具器具備品費	2,406	
事務用消耗品費	32	
通信費	923	
広告宣伝費	500	
製品修理費	1,894	
業務委託料	1,705,975	
雑費	77,437	
計	2,807,927	

第5期 事業報告

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

シャープセンシングテクノロジー株式会社

事 業 報 告

〔 2024年4月1日から
2025年3月31日まで 〕

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

世界経済は緩やかな回復基調にあるものの、地政学リスクやインフレ懸念が依然として存在し、不透明な状況が続いております。また、当社の主力仕向け先であるスマートフォン市場は新興国市場の成長鈍化や買い替えサイクルの長期化により、成熟期を迎えているなど、当社を取り巻く事業環境は、引き続き厳しい市況が継続しています。

当期は、顧客におけるサプライヤー及び開発機種の種類の影響を受け24年度に計画していた新規開発モデルの受注に至らず、売上高は前年実績を大幅に下回ったことで、当事業年度の売上高は、1,842億3百万円(前年度比49.5%、-1,879億75百万円)、営業利益51億64百万円(前年度比34.2%、-99億45百万円)、経常利益は52億45百万円(前年度比34.6%、-99億20百万円)となりました。一方、当期純利益については、2025年度以降の新規受注が見込まれないため、所有設備等について減損損失を計上したことから-109億63百万円(前年度比-82.7%、-242億24百万円)となりました。

(2) 事業譲渡について

当社の親会社であるシャープ株式会社は、「強いブランド企業“SHARP”」の早期確立をめざし、ブランド事業を中心とした事業体への変革を進める中で、当社カメラモジュール事業を、顧客要望に応え得る投資余力と生産能力を持つ鴻海社グループに譲渡する方針を決定しました。

これに基づき、当社の保有する SAIGON STEC CO., LTD. (以下、SSTEC 社) の持分全部を鴻海精密工業股份有限公司の子会社である Fullertain Information Technologies Ltd. - B. V. I. に譲渡すること、及び当社が保有する固定資産等を SSTEC 社に譲渡することを、2024年12月27日に Fullertain 社との間で契約を締結いたしました。

(3) 当社の今後について

SSTEC 社の持分及び当社が保有する固定資産(生産設備)譲渡後は、2025年度中に当社の事業活動は終息する見込みです。

2. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

PwC Japan 有限責任監査法人

3. 業務の適正を確保するための体制(内部統制に関する基本方針)

(1) 会社の業務の適正を確保するための体制(内部統制に関する基本方針)に関する内容の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先してシャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、全社に徹底する責任を負う。また、取締役会をはじめとする社内の重要会議に出席して取締役の職務を相互に監督するとともに、監査役から職務執行について監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて適正に保管し、管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存、管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応し、緊急事態の発生に際しては、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。

また、当社は、シャープ株式会社がシャープグループとして定めた「シャープグループ事業継続計画（BCP）取組方針」を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を整備・運用する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による経営の意思決定と監督及び会社の業務執行が、迅速かつ効率的に行うために、取締役会規則、職務権限規程等により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にし、職務を執行する。

⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づき、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度（「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」）の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備と運用するとともに、シャープ株式会社の内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の経営については、独立法人として自助自立経営を行い親会社から適正な指導・監督

を受け親会社を含むグループ間取引は適切に行う。

また、監査役、親会社の監査等委員、並びにシャープ株式会社の「監査部」が定期的に情報交換・協議等を行う体制を整備・運用し、監査機能を十全に果たすことにより業務の適正を確保する

⑦ 監査役職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

現在、監査役職務を補助すべき専属の従業員（以下「監査役スタッフ」という）はいないが、事業戦略推進部門（関連部門）が監査役職務を補助する。また、監査役から求められた場合は、監査役スタッフを置き、異動その他の人事に関する事項の決定には監査役の同意を得るものとする。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、「重要事項の監査役報告要領」を定め、取締役又は関係各部門長等は報告要領に従って当該重要事項とその概要を遅滞なく監査役に報告する。

また、監査役は取締役会等の重要会議に出席して、重要事項の発生と進行状況を確認するとともに、必要に応じて取締役もしくは関係部門長の説明を求めることができる。

⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社長その他の経営幹部は、定期的又は監査役の求めに応じて随時に監査役と会合をもち、経営方針並びに当社の経営課題、経営環境の変化について意見交換を行い、監査役が親会社の監査等委員、顧問弁護士、会計監査人その他の士、その他の外部関係機関と情報交換を行う機会を保障する。

(2) 内部統制に関する基本方針の体制運用状況の概要

① 取締役職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、シャープ行動憲章・行動規範に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施している。

また、取締役の執行状況報告は、取締役会で実施することで、相互に監督し、監査役より、取締役に対する助言・指導があった場合、これを尊重すると共に、速やかに対応を実施している。

② 取締役職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、文書管理規程を定め、重要会議の議事録を、事務局にて会議終了後保管し、適正な保存管理を行っている。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営上重要なリスクについては、随時、審議・承認を行う。また、重大なビジネスリスクに対しては、適宜、シャープ(株)緊急 BRM 委員会等において、経営幹部出席の下、対策審議・情報共有を図る運用としている。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、組織・業務分掌に関する諸規定及び業務決裁要綱をイントラネットに掲載し追加制定・改訂を随時対応し取締役の職務が適切に執行できるようにしている。

⑤ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、シャープグループ企業行動憲章及びシャープ行動規範に基づくコンプライアンスの学習を全社に e-ラーニングを行い、その実践を図っている。

また、内部通報制度への対応として、自己点検を実施。また、監査法人の監査を通じ、内部統制の評価を実施している。

⑥ 当社並びに親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関連当事者取引規程」に基づき、該非チェックを実施し、決裁書への「関連当事者取引検討資料」添付を徹底済である。また、経営会議、取締役会を通じて監査役に必要に応じて内部監査の状況と結果について、説明を行う機会を設けている。

⑦ 監査役を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実行性の確保に関する事項

監査役から要請あった場合、補助体制を明確にし、事業戦略推進部が中心に監査役の職務を補助する。

⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告基準である「重要事項の監査役報告要領」に基づく報告に加えて、管理担当取締役が定期的に経営状況報告を行っている。

⑨ その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役による監査の円滑な遂行のため、監査役による経営会議出席や、各種情報交換の場を設けている。

4. 親会社等との間の取引に関する事項

当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項

当社は親会社等のグループ会社等と営業取引を行う場合には、新規取引開始時及び既存取引の継続時も含め、取引条件等の内容の適正性を、その他第三者との取引条件との比較などから慎重に検討して実施しております。

第5期 事業報告の附属明細書

(会社法第435条第2項に基づく附属明細書)

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

シャープセンシングテクノロジー株式会社

目 次

	頁
1. 関連当事者との取引に関する事項	1

1. 関連当事者との取引に関する事項

関連当事者との取引に関する事項については、計算書類の個別注記表に記載しておりますため、記載を省略しております。

監査役の監査報告

監査役は2024年4月1日から2025年3月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及び当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 継続企業の前提について

計算書類 個別注記表(継続企業の前提に関する注記)に記載の通り、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

これを受け、独立監査人PwCの監査も「意見不表明」となっております。

(2) 事業報告等の監査結果

一 上述(1)の特記事項を除き、事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。

(3) 計算書類の監査結果

会計監査人PwC Japan 有限責任監査法人より監査結果報告を受け、会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年6月16日

シャープセンシングテクノロジー株式会社

監査役 小畑 繁 貴



監査役 野村 誠 太郎



シャープセンシング テクノロジー株式会社 監査結果報告書

2025年6月4日

PwC Japan 有限責任監査法人





監査結果報告書の提出について

2025年6月4日

シャープセンシングテクノロジー株式会社

取締役会 御中

監査役 御中

PwC Japan 有限責任監査法人

指定有限責任社員 内 菌 仁 美
業務執行社員

拝啓 貴社ますますご清栄のことと、お慶び申し上げます。

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、貴社第5期事業年度の計算書類等について監査を行いました。今般「独立監査人の監査報告書」を提出するに当たって、監査の概要及び結果を取りまとめた監査結果報告書を提出いたします。

敬 具

PwC Japan 有限責任監査法人

〒530-0011 大阪府大阪市北区大深町4-20 グランフロント大阪 タワー A 36F

T: 06-6375-2610, F: 06-6375-2611, www.pwc.com/jp/assurance

目次

I. 監査の概要	1
1. 監査の種類と基準.....	1
2. 取締役会、監査役及び監査人(監査責任者を含む)の責任.....	1
3. 監査の方法の概要.....	2
4. 監査チームの体制等.....	5
5. コミュニケーションの概要.....	6
6. 監査範囲の制約.....	6
II. 監査の結果	7
1. 監査意見.....	7
2. 会計方針の変更.....	7
3. 監査の過程で識別した虚偽表示の評価.....	7
4. 内部統制に関する事項.....	7
5. 不正、誤謬及び違法行為に関する事項.....	8
6. 重要な後発事象.....	9
7. 当期の重点監査項目の検討結果.....	10
8. その他の記載内容.....	11
9. 監査人が要請した経営者確認書の草案.....	11
III. 品質管理のシステムの整備・運用状況	12
1. 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要.....	12
2. 監査事務所の品質管理のシステムの外部レビュー又は検査結果.....	12
IV. その他の報告事項	13
1. 今後適用される会計基準及び監査基準.....	13

I. 監査の概要

1. 監査の種類と基準

(1) 監査の種類とその対象

会社法第 436 条第 2 項第 1 号の規定に基づく監査を行うに当たり、その対象とした貴社第 5 期事業年度の計算書類等は、以下のとおりです。

- ・計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表)並びにその附属明細書

なお、上記の会社方に基づく監査に加えて、シャープ株式会社監査チームからの指示書に基づき、以下の手続を実施しています。

- ・シャープ株式会社の連結財務諸表等のために貴社の財務情報に対して実施する手続
- ・シャープ株式会社の財務報告に係る内部統制の監査のために貴社の財務報告に係る内部統制

(2) 監査に関する法令及び規程

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行いました。監査に関する法令及び諸規則としては、会社法関連の法令、金融商品取引法関連の法令、監査基準、中間監査基準、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準、日本公認会計士協会の監査基準報告書や監査に関する実務指針等が含まれます。

2. 取締役会、監査役及び監査人(監査責任者を含む)の責任

取締役会は会社の業務執行を決定するとともに取締役の職務の執行を監督する機関であり、監査役は取締役の職務の執行を監査する機関であります。これに対し、監査人は会社が作成した計算書類等を監査する立場にあります。

すなわち、会社法監査の対象となる計算書類等の作成責任は貴社(経営者)にあり、当監査法人の責任は独立の立場から当該計算書類等に対する意見を表明することにあります。

その他の記載内容(事業報告及びその附属明細書)についても貴社(経営者)に作成責任があり、当監査法人はその他の記載内容を通読し、その他の記載内容と計算書類等又は監査人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討することが求められています。ただし、監査人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれず、監査人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではありません。

また、監査責任者は、品質管理基準報告書第 1 号及び第 2 号で求められる監査事務所が定める品質管理システムに準拠し、実施する監査業務の全体的な品質の管理と達成に対する責任を負います。

3. 監査の方法の概要

(1) 認識した重要な虚偽表示リスクとその対応手続

当初の監査計画及び2025年4月の監査計画の変更を踏まえ、当監査チームが認識していた貴社における重要な虚偽表示リスク及びそのリスク対応手続に関する結果は以下のとおりです。

特別な検討を必要とするリスク

重要な虚偽表示リスク	マネジメントの対応・内部統制	監査上の対応	結果
経営者による内部統制の無効化	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 取締役会、監査役による監視等のガバナンスの構築 ➢ 全社的な統制、業務プロセスの内部統制の整備・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 全ての会計仕訳を入手し、ITを利用して、一定の基準で抽出した仕訳の妥当性の検討 ➢ 会計上の見積りの妥当性の検討 ➢ 取締役会や経営会議等の議事録の査閲 ➢ 種類、時期及び範囲に想定しない要素を組み込んだ監査手続の実施 ➢ 通例でない取引の有無の検証(注1) 	重要な検出事項なし
継続企業の前提の評価	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続企業の前提に関連する決算財務報告プロセスの整備・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 継続企業の前提に関連する内部統制の評価 ➢ 経営者の継続企業の前提の評価結果の検討 	検討の結果は、「II.監査の結果 7.当期の重点監査項目の検討結果」を参照
カメラモジュール事業に係る固定資産の減損の検討	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 減損テストに関連する決算財務報告プロセスの整備・運用 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 内部統制の評価 ➢ 減損の兆候の認識の妥当性の検証 ➢ 経営者への質問等による、事業計画の蓋然性の検討 ➢ 回収可能価額の検討 	検討の結果は、「II.監査の結果 7.当期の重点監査項目の検討結果」を参照

(注1) 企業の通常の取引過程から外れた重要な取引、又は企業及びその環境の理解やその他監査中に入手した情報を考慮すれば、通例ではないと判断される取引について、取引の事業上の合理性(又はその欠如)が、不正な財務報告を行うため又は資産の流用を隠蔽するために行われた可能性を示唆するものであるかどうかを評価しました。

その他の重点監査項目

特別な検討を必要とするリスクは認められないものの、重点的に監査を実施すべきと考えられる項目に関する結果は以下のとおりです。

重点監査項目	監査上の対応	結果
棚卸資産の評価	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 棚卸資産プロセスの内部統制の評価 ➢ 棚卸資産の評価のテスト(個別評価損の計上根拠等の確認等) 	重要な検出事項なし

(2) 内部統制の整備及び運用状況の主な評価手続

監査に関連する内部統制を理解し、関連する内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価しました。

業務プロセス (サイクル)	勘定科目	整備評価	運用評価	J-SOX
全社的な内部統制	-	○	○	○
決算・財務報告統制	-	○	○	○
売上	売上・売掛金	○	○	○
在庫	棚卸資産	○	○	○
購買	棚卸資産	○	○	○
資金・経費	販売費・一般管理費	○	○	—
人件費	人件費	○	○	—
固定資産	固定資産	○	○	—
IT全般統制	—	○	○	○

これらの検討結果については、「II. 監査の結果 4. 内部統制に関する事項」に記載しています。

(3) 主要な監査手続

① 実査、立会及び確認

主要な実証手続として、実査、立会及び確認を実施しました。それぞれの実施状況は以下のとおりです。

i) 実地棚卸立会

立会対象	立会基準日	立会先
原材料・仕掛品	2025年3月末	SAIGON STEC CO.,LTD.

立会の結果として、特記すべき事項はありませんでした。

iii) 残高確認

確認対象	確認基準日	対象範囲等
銀行残高	2025年3月末	全金融機関
製品(海外/VMI倉庫)	2025年3月末	一定金額以上
未収入金	2025年3月末	親会社
余資預け金	2025年3月末	親会社
買掛金	2025年3月末	親会社
未払金	2025年3月末	親会社
リース債務	2025年3月末	親会社
年金資産	2025年3月末	全件
退職給付債務	2025年3月末	全件

回答金額と帳簿金額の一致を確かめ、差異金額については差異調整過程を検証しました。残高確認の結果として、特記すべき事項はありませんでした。

② その他主要な手続

i) 会計上の見積りの監査

以下のような重要な会計上の見積りについては、監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」に基づき、必要な監査手続を実施しました。

具体的には、会計上の見積りに関連する会社のプロセス(内部統制)を理解したうえで、経営者の偏向に留意し、重要な仮定の合理性、使用されるデータの正確性・網羅性及び測定方法(該当する場合にはモデルを含む)の妥当性の検討等を実施しました。また、会計上の見積りに事業計画が影響する場合には、過去の見積りに対する実績との比較を実施し、前期見積りと実績に乖離がある場合には、その乖離理由を把握するのに留まるのではなく、把握した内容が将来に及ぼす影響を検討しました。

- 固定資産の減損
- 棚卸資産の評価
- 繰延税金資産の回収可能性
- 関係会社投融資の評価
- 各種引当金の評価

これらのうち固定資産の減損の検討結果については、「II. 監査の結果 7. 当期の重点監査項目の検討結果」に記載しています。

ii) 重要な判断を必要とする領域

財務諸表等に重大な影響を及ぼす可能性があり、重要な判断を必要とする領域として、監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」の A92 項に基づき、以下を識別し、必要な監査手続を実施しました。

- 重要性の基準値の決定に関する事項等、監査計画に関する事項
- 監査チームの構成に関する事項(「4 監査チームの体制等」参照)
- 契約の新規の締結及び更新プロセスにおいて得られた情報の監査チームによる検討及びその情報への対応案
- 重要な虚偽表示リスクの識別、評価及び評価したリスクに対応する手続きの策定(「II. 監査の結果 3.(1)認識した重要な虚偽表示リスクとその対応手続」参照)
- 継続企業の前提の評価(「II. 監査の結果 7. 当期の重点監査項目の検討結果」参照)
- 関連当事者取引の検討
- 監査チームが業務における重要な領域に関して実施した手続の結果。固定資産の減損、棚卸資産の評価等の会計上の見積りや会計方針の検討(上記「i) 会計上の見積りの監査」参照)
- 監査の基本的な方針及び詳細な監査計画に影響を与える事項への対応方法

iii) 後発事象の監査

重要な後発事象の有無及び開示の妥当性については、監査基準報告書 560「後発事象」及び監査基準報告書 560 実務指針第 1 号「後発事象に関する監査上の取扱い」に基づき、必要な監査手続を実施しました。この検討結果については、「II. 監査の結果 6. 重要な後発事象」に記載しています。

iv) 計算書類等の表示方法の監査

監査対象の計算書類等の表示方法が「会社計算規則」に準拠しているかどうかについて検討しました。

4. 監査チームの体制等

(1) 監査実施者の構成

① 業務執行社員

指定有限責任社員 内 菌 仁 美 (継続監査年数 3 年)

② 監査補助者

統 括 主 査 米 倉 慎 哉
主 査 小 川 良 武
坂 部 千 尋 他数名

③ システムレビュー専任者

田 村 傑
福 田 綾 子 他数名

5. コミュニケーションの概要

当期の監査に関する監査役・経営者とのコミュニケーションの概要は以下のとおりです。監査役とのコミュニケーションについては、監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」に基づき実施しております。これまでに実施した主なミーティングは以下のとおりです。

実施日	対象者	主な内容
2024年10月28日	代表取締役 取締役 藤田 直哉氏 上田 浩二氏	経営者とのディスカッション
2024年12月2日	監査役 監査役 小畑 繁貴氏 野村 誠太郎氏	監査計画の概要説明
2025年4月28日	監査役 監査役 小畑 繁貴氏 野村 誠太郎氏	監査計画の変更内容の説明
2025年5月29日	代表取締役 藤田 直哉氏	継続企業の前提に関する協議
2025年6月4日	監査役 監査役 小畑 繁貴氏 野村 誠太郎氏	期末監査結果報告

6. 監査範囲の制約

当監査法人が、リスク・アプローチに基づき、必要と認めて計画した監査手続のうち、継続企業の前提に関する検討を除き、実施できなかった手続はありませんでした。

継続企業の前提に関しては、経営者による評価期間が12か月に満たないため、経営者が進めている対応策又は改善するその他の要因の存在についての監査証拠等、継続企業を前提として計算書類等を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することが出来ませんでした。

当監査法人は、監査範囲に制約があると判断し、監査の結果として意見表明のための基礎を得ることが出来ませんでした。

II. 監査の結果

1. 監査意見

会社法第 436 条第 2 項第 1 号(及び第 444 条第 4 項)の規定に基づく監査の結果、当監査法人の意見は以下のとおりです。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の計算書類等に及ぼす可能性のある影響の重要性に鑑み、計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつたため、監査意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社は、個別注記表における継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、製造拠点である子会社の持分及び保有する固定資産等を譲渡することを決定しており、2025 年 6 月に主要な事業であるカメラモジュールの製造販売を終了する予定である。当該状況から、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しているが、会社は翌事業年度上期の事業計画しか作成しておらず、経営者による継続企業の前提に関する評価期間が貸借対照表日の翌日から 1 年間に満たないため、当監査法人は継続企業を前提として計算書類等を作成することに関する十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかつた。

2. 会計方針の変更

当期において、新たに適用となる会計基準及び会計基準の改正に伴う会計方針の変更はありませんでした。

3. 監査の過程で識別した虚偽表示の評価

監査の過程で識別した虚偽表示はありません。

4. 内部統制に関する事項

(1) 開示すべき重要な不備の内容及び是正結果

本日までの内部統制監査の実施等において識別された内部統制の開示すべき重要な不備はありません。

(2) 内部統制の重要な不備

監査基準報告書 265「内部統制の不備に関するコミュニケーション」で規定されている、監査の過程で識別した内部統制の重要な不備につき、該当事項はありません。

(3) その他の内部統制の不備

監査手続の中で検出された事項に関連し、識別された内部統制の不備の内容及び是正の状況は下記の通りです。

<IT 関連>

No	対象システム等	不備の内容	財務諸表監査への影響
1	シャープ共通管理システム (販売経理SAP、国内統合SAP、情報提供基盤、ユーザーID管理システム)	<p><前期残存不備></p> <p>①②一部のユーザに業務上不要な権限が付与されている。(異なる権限で同種の不備が2件発生)</p> <p>③DBMSのID棚卸で削除対象となった一部IDの削除漏れがある。</p> <p>④一部の特権IDが台帳上で区分値の設定誤りがある。</p> <p>⑤一部の特権IDについて、モニタリングから漏れている。また、モニタリング対象の環境でモニタリングが実施されていない。</p> <p><当期検出された不備></p> <p>①一部のジョブ変更について、申請部門責任者の依頼承認および完了承認が実施されていない。</p> <p>②一部のプログラム変更について、各段階の責任者の承認記録が保持されていない。</p>	<p>不備に対して追加的な手続および検討を行い、不備によるリスクは顕在化しておらず、財務報告への影響はなかったと判断しました。</p> <p><前期残存不備></p> <p>5件中、4件(①②③⑤)についてはシャープIT部門による是正対応が完了し、改善確認を兼ねた運用状況評価も完了しています。</p> <p>残り1件(④)についてはシャープIT部門による是正対応が完了していますが、サンプル不足のため来期に改善確認を兼ねた運用状況評価を実施する予定です。</p> <p><当期検出された不備></p> <p>①についてはシャープIT部門による是正対応が完了しているものの、サンプル不足のため来期改善確認を兼ねた運用状況評価を実施します。</p> <p>②については、シャープIT部門が是正対応を検討中のため、来期改善確認を実施予定です。</p>

(4) 期末日後に実施した是正措置

該当事項はありません。

5. 不正、誤謬及び違法行為に関する事項

(1) 監査人が発見した取締役・執行役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実

監査の過程で、取締役の職務執行に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は発見されませんでした。

- (2) 監査人が発見した重要な虚偽表示をもたらす不正又はその兆候
(重要な虚偽表示をもたらす違法行為を含む。)

該当事項はありません。

- (3) 監査役等が職務遂行上発見した不正、誤謬若しくは違法行為又はそれらの兆候

該当事項はありません。

6. 重要な後発事象

該当事項はありません。

7. 当期の重点監査項目の検討結果

当期の重点監査項目の検討結果は以下のとおりです。

(1) 継続企業の前提の評価

事実/背景・貴社会計処理/根拠	監査人の検討・留意事項
<p>(事実/背景)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 2024年12月27日付で関連当事者である鴻海グループへSaigon STEC株式の譲渡契約を締結。クロージング時期は2025年6月を予定。➢ Saigon STEC株式を売却後は、主要な事業であるカメラモジュールの製造が出来ず、事業が継続できない状態となることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を識別。 <p>(貴社会計処理)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 翌期6か月分の計画を作成の上、継続企業の前提の評価に関する疑義及び不確実性を検討➢ 計算書類に「継続企業の前提に関する注記」について疑義有り・不確実性有りの注記を記載	<p>(監査人の検討)</p> <ul style="list-style-type: none">➢ 継続企業の前提に関連する内部統制の評価➢ 2025年5月29日藤田社長に対し継続企業の前提に関する評価のヒアリングを実施し事業終息や資産譲渡、人員削減等により、継続企業の前提に重要な疑義が生じているとの判断を確認➢ 作成された事業計画が期末日から12か月に満たない上期(6か月)のみのため評価期間の延長を要請➢ シャープグループの方針により、延長は実施されない旨の回答を受領し、結果として十分かつ適切な監査証拠を得られず、「意見不表明」の監査報告書の発行を検討➢ 個別注記表の継続企業の前提に関する注記の記載内容、評価期間の妥当性、会社清算等の意思決定の有無を確認➢ 監査役と継続企業の前提に関する評価結果と意見不表明についてコミュニケーションを実施

(2) カメラモジュール事業に係る固定資産の減損の検討

事実/背景・貴社会計処理/根拠				監査人の検討・留意事項																
<p>(事実/背景)</p> <ul style="list-style-type: none"> 米国大手顧客からの受注減により業績悪化し、通期で大幅な売上高の減少。 なお、営業利益は計画を上回っているが、これは主に固定資産の減損損失など事業終息に伴う費用が特別損益に含まれるためであり営業活動の好転を示すものではない。 <p>カメラモジュール事業(単体)の通期実績(単位:百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>事業計画</th> <th>通期実績</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>売上高</td> <td>295,344</td> <td>184,203</td> <td>△111,141</td> </tr> <tr> <td>営業利益</td> <td>893</td> <td>5,165</td> <td>4,272</td> </tr> <tr> <td>税前利益</td> <td>△111</td> <td>△9,064</td> <td>△8,953</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 2024年12月20日付シャープ株式会社の取締役会で将来の事業継続が困難であるとして鴻海又はその指名する企業に対して当事業の売却を意思決定 2024年12月27日付で関連当事者である鴻海グループへ Saigon STEC株式の譲渡契約を締結。カメラモジュール事業の売却に向けた契約であり、クロージング時期は2025年6月を予定。クロージング条件に含まれるSSTC資産の譲渡及びSMV工場譲渡契約は2025年6月に締結予定。 <p>(貴社会計処理)</p> <ul style="list-style-type: none"> カメラモジュール事業: 米国大手顧客からの将来モデルの失注により業績の改善が見込めず、当事業について減損の兆候ありと判断。また、2024年12月27日付の当該株式譲渡契約の締結で関連する固定資産が譲渡対象となり異なる用途への転用としても兆候あり。 2024年12月末時点において、業績悪化に伴い回収可能価額まで帳簿価額を切り下げ13,338百万円の減損損失を計上 2025年1-3月において追加投資分の62百万円の減損損失を計上 					事業計画	通期実績	差異	売上高	295,344	184,203	△111,141	営業利益	893	5,165	4,272	税前利益	△111	△9,064	△8,953	<p>(監査人の検討)</p> <ul style="list-style-type: none"> 当期の業績及び今後の業績見通し、Saigon STEC株式譲渡契約の内容を確認 カメラモジュール事業の縮小に伴う今後の業績見通しの悪化を踏まえ、事業売却の合理性と背景を理解 固定資産の減損の会計基準に準拠した会計処理が行われているかの検討
	事業計画	通期実績	差異																	
売上高	295,344	184,203	△111,141																	
営業利益	893	5,165	4,272																	
税前利益	△111	△9,064	△8,953																	

8. その他の記載内容

監査基準報告書 720「その他の記載内容に関連する監査人の責任」に従って、その他の記載内容(事業報告及びその附属明細書)を入手し、通読した結果、以下のとおりです。

- (1) その他の記載内容と計算書類等との間に重要な相違はありませんでした。
- (2) その他の記載内容と監査人が監査の過程で得た知識の間に重要な相違はありませんでした。

9. 監査人が要請した経営者確認書の草案

監査の完了にあたって、監査基準報告書 580「経営者確認書」の規定等に基づき、監査報告書日付で経営者の確認書を入手しました。当期において特に確認が必要として追加した事項については、別紙の経営者確認書の草案をご覧ください。

III.品質管理のシステムの整備・運用状況

1. 監査事務所の品質管理のシステムの整備・運用状況の概要

別添の「会計監査人の職務遂行に関する事項の通知」(会社計算規則第 131 条各号に掲げる事項)をご参照ください。

2. 監査事務所の品質管理のシステムの外部レビュー又は検査結果

別添の「外部機関による検査等の結果について」をご参照ください。

IV. その他の報告事項

1. 今後適用される会計基準及び監査基準

(1) 今後適用又は早期適用が可能となる主な会計基準等

今後適用又は早期適用が可能となる主な会計基準等は以下のとおりです。

基準名称	概要	適用時期
1 企業会計基準第 34 号「リースに関する会計基準」等	原則としてすべての借手のリースについて資産及び負債を計上する。	2027 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用。 (ただし、2025 年 4 月 1 日以後開始する連結会計年度及び事業年度の期首から早期適用可。)

(2) 今後適用又は早期適用が可能となる主な監査基準

今後適用又は早期適用が可能となる主な監査基準はありません。

以上

